

介護予防支援事業所の指定についての留意事項

1. 指定申請書類について

指定申請書類については、介護保険法施行規則第140条の32第1項のとおりですが、改正後の同条第2項のとおり、指定居宅介護支援事業所の指定申請または更新にあたって、すでに保険者に提出している書類に変更がない場合は、当該書類を省略することができます。従って、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受ける場合には、一部書類の提出を省き、下記の書類の提出をお願いいたします。

- ①指定申請書
- ②付表
- ③登記事項証明書 ※
- ④運営規程
- ⑤誓約書

※登記事項証明書には、「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等適切な事業目的の記載の有無を確認しますので、記載がない場合には、登記事項等の変更の手続きが必要となります。

2. 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回、新たに指定事業所として行うことができる業務は、「介護予防支援」のみであり、「介護予防ケアマネジメント」のプランを作ることはできません。

例)

令和6年4月 総合事業通所介護サービス開始
介護予防ケアマネジメント作成依頼届出（地域包括支援センター）

令和6年5月 短期入所サービス利用追加
介護予防支援作成依頼届出（居宅介護支援事業所）

令和6年6月 短期入所サービス利用なし（総合事業通所介護サービスのみ）
介護予防ケアマネジメント作成依頼届（地域包括支援センター）

この場合、4月、6月分は、地域包括支援センターが担当することになるため、4月、5月、6月と毎月「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出、利用者との契約が必要となります。

今までどおり、指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメント双方について、委託を受けることは可能です。

3. 指定介護予防支援事業所が担当できる要支援者について

指定居宅介護支援事業所については、事業所の所在地に関わらず要介護者との契約を行うことができますが、指定介護予防支援事業所が担当する要支援者については、その事業所が所在する保険者の要支援者のみを担当することができます。（例えば、にかほ市に所在する指定居宅介護支援事業所である指定介護予防支援事業所は、住所地特例者を除き、秋田市の要支援者を担当することができません。）

そのため、指定居宅介護支援事業所として他市の要介護者を担当する場合に、当該要介護者の様態が改善するなどにより要支援者となった場合には、その月以降、担当することができなくなるため、注意が

必要です。

4. 地域包括支援センターからの委託との関係について

今回の改正により、地域包括支援センターからの「委託業務」がなくなるものではありません。従来どおり、指定介護予防支援事業所としての指定を受けずに、委託の形で要支援者を担当することも可能です。

5. 介護予防サービス計画書の提出について

改正介護保険法により、保険者は、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況等の提出を求めることが可能となっております。指定を受けて介護予防サービス計画を作成した場合であっても、これまで地域包括支援センターからの委託を受けていた時と同じように、介護予防サービス計画書等の提出をお願いいたします。

6. 指定介護予防支援事業所の指定について

指定介護予防支援事業所の指定は、介護保険法第115条の2第4項に「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とあります。この「反映させるために必要な措置」について、にかほ市においては、専門家や市民代表で構成される「にかほ市地域密着型サービス運営委員会」が担うことになります。今回新たな制度として始まる指定居宅介護支援事業所に係る指定介護予防支援事業所の指定においても、この条文は適用され、指定申請後、「にかほ市地域密着型サービス運営委員会」において意見をいただいた後に指定することが必要となります。